

## 1. 労働者施策について

- (1) 商工会議所や経済団体とも連携し、業種別の就職フェアを定期的を開催して、企業と求職者のマッチングを促進するとともに、地域に密着した就職支援をすること。
- (2) 地域での雇用の維持・確保が出来るよう、雇用を促進する企業に対し、北上市独自の助成金を設け、地元事業者への雇用確保支援策を強化すること。
- (3) 企業誘致だけでなく大型商業施設の誘致を推進し、若年層や女性の定住、及び働く場の確保となるよう働きかけること。
- (4) 空き家・空き店舗対策として、市中心部（商店街など）の空き家について、リノベーションによる店舗活用が促進するよう、支援強化を行うこと。
- (5) 行政として労働者およびその家族が幸せを感じられるようなウェルビーイングの視点を持ち、企業にはワークライフバランスを重視した働き方・福利厚生など労働環境整備への啓発・支援に努めること。特に福利厚生の充実に経費を費やせない中小企業には、補助金などの支援策を講じること。
- (6) 現行の建物が廃止後も、引き続き労働者福祉会館を北上市として確保すること。

## 2. 社会福祉、保健医療の拡充について

- (1) 多様な子育てニーズに対応するため、年度途中からでも学童クラブを利用できるよう受け入れ整備すること。
- (2) 北上市による産後ケアはあるが、つわり時にゆっくり休め、家事に関しての支援制度についても整備すること。
- (3) 県内で無痛分娩が出来る病院（産婦人科）が限られており、近隣に無い事から、無痛分娩が近隣で受けられるよう、県へ働きかけを行うこと。
- (4) 地元で適切な医療が受けられるよう、特に耳鼻科や小児科、産婦人科については病院数が少ない事から、これら病院の増設推進及び医師確保に努めること。
- (5) 男性の育児休業取得を促進するため、育児休業の取得期間延長や条件緩和等、取り組み具体例の情報発信を行うこと。
- (6) 子育て支援として、児童手当の支給額引き上げや、支給対象年齢の拡大を行うよう、国及び関係機関へ要望すること。
- (7) 親子で参加出来る地域イベントや交流会などの開催を促すために関係団体と連携を行うこと。

- (8) 働く保護者の負担軽減に資するよう、託児所を必要とする事業所に対しては、北上市としても当該事業所に対し支援すること。
- (9) 親の介護等で労働そのものが制限されることの無いよう、介護体制の充実に努めること。
- (10) 居住支援活動として居住場所の確保だけにとどまらず、見守り業務や近隣トラブル解消なども含めた支援活動とするため、改正後の生活困窮者自立支援法においては居住支援事業として、北上市が居住支援法人への委託による積極的な取り組みを行うこと。
- (11) 未婚や晩婚化が少子高齢化となり、社会問題となっている事から、北上市が男女の出会いの場を提供し、人口減少対策や定住促進対策をより推進すること。

### 3. 教育環境の拡充について

- (1) 教職員の人手不足が改善されていないことから、学校部活動を速やかに地域移行するよう、関係機関へ働きかけること。
- (2) AI時代に対応する先進技術の教育環境が充実するよう、産業界や企業団体と連携した訓練プログラムを新設し、学生が実務で求められるスキルを効率的に習得できるよう関係団体に働きかけること。

### 4. 安心、安全のまちづくりについて

- (1) 北上市が管轄する体育館（小・中学校含む）について、児童・生徒が部活動で使用するほか、災害時は避難所となるが、特に夏場は劣悪な環境となる事から、冷暖房機器を配備すること。
- (2) 企業立地等に伴い、日常的に渋滞する工業・流通団地等において交通事故の危険があることから、交差点や道路の拡幅、信号機（時差式や矢印式）の整備を推進すること。

補足資料 別紙1

- (3) 昼休みなど携帯電話の使用頻度が多くなると、緊急連絡が出来ない事や災害情報も入らず危険な事から、工業団地等人口の密集するエリアにおける通信状態を把握し改善するよう、北上市から通信事業者へ働きかけること。
- (4) 北上市内において、害虫（特にハチ）害獣が増えており、他人の敷地内に巣を作られると駆除することが出来ないため、北上市において注意喚起を行うこと。

- (5) 展勝地のサクラ開花時期は集客効果があるが、期間を終えると観光客が減少するため、通年的な対策として11月頃にサクラの木を活用したイルミネーション（仙台の光のページェントみたいなこと）ができないか、関係団体へ働きかけること。また集客が集中する際は、近隣住民の迷惑とならないよう、一般車両の通行規制やシャトルバス等の対応を行うこと。
- (6) 北上市役所の駐車場が狭く凸凹が有り危険な為、整備及び確保すること。

## 5. 公共交通について

- (1) 路線バスや地方鉄道を維持するため、北上市として更なる支援を行うこと。また、市外からの通学・病院等に使用できる公共交通機関が少ないことから、利用しやすい時刻となるよう関係機関への働きかけを行うこと。
- (2) 高齢者の免許返納制度が拡大され交通弱者が更に増えることが想定されることから、地域住民の日常生活を守るために、交通弱者の支援強化として、タクシーなどの公共交通利用負担について、北上市による支援策の新設・拡充を行うこと。
- (3) 国内における半導体工場が建設ラッシュであり、関連業者も増えてきているため、これらの地域といわて花巻空港への便が新設されることで、よりいわて花巻空港利用の促進となることから、市内の各企業へも開通したいエリアがないかのニーズ調査を関係機関と調整し行うこと。
- (4) 魅力ある観光ルートが、期間限定でも開通するよう交通事業者へ働きかけること。

以上